



こんにちは、AET です

The Importance of Culture

I have lived in Japan for three months, but I already know there are many cultural differences between the United States and Japan. The biggest I have seen is not the things you typically hear about. Yes, it was hard to adjust to not wearing shoes in the house, having fish and rice with every meal, and not having napkins or paper towels at the table. But to me, the difference is in the education children receive. Public schools in Japan are equal to what I would experience at a private school in America. I believe schools in Japan go a step further than that. The schools here focus on educating the whole person. Much time is devoted to building a sense of team spirit. Schools also take the time to stress the importance of art, music, and sports along with the more academic classes of the students such as math and science. By making every class important, students are more involved. Children find a class they really like, and learn to enjoy school.

Long term, I believe this leads to a more respectful and tightly bonded community. I see this in the many people who have stopped to say hello or tried to help me adjust to living in Japan. Everyday when I go to school students and teachers take the time to say good morning. When I am walking to work, PTA volunteers make a point of saying hello and good morning. This has taken a while for me to adjust to. People in America no longer do this. While living in Fukaya, I have also noticed how clean the city is. People take the time to pick up leaves, throw away their trash, and do not leave cigarettes on the ground. I believe this is because the people here are proud of their city and friends with their neighbors. I hope to take this respect and friendliness back home with me to America.

文化の重要性

わたしは、日本に住んで3か月になりますが、アメリカと日本の間にはたくさんの文化的な違いがあることは既に知っています。わたしが見た最大の違いは、皆さんから一般的に聞いて知ったことではありません。そう、家の中で靴を履かないこと、毎回の食事に魚とごはんを食べることやナプキンやペーパータオルをテーブルに使わないことに慣れるには大変でした。しかし、わたしは、違いは子どもたちが受けている教育面にあると思います。日本の公立の学校は、アメリカの私立学校と同じです。日本の学校は、アメリカの学校よりもさらに一歩進んでいると思います。日本の学校は、全人格の教育に焦点を置いています。集団としての意識感覚を育てるのに多くの時間を充てています。学校は、数学や理科のようなより専門的な授業のほかに、美術や音楽、スポーツの重要性を強調するために時間を充てています。すべての授業を重要にすることによって、生徒たちはさらに熱心に勉強します。子どもたちは、本当に好きな授業を見つけ、楽しんで学校へ行き学ぼうとしています。

長期的にみれば、このことがお互いを尊敬し合い、そしてしっかり結束した社会を作っていると思います。このことは、あいさつをするために立ち止まる人や、わたしが日本の生活に慣れるために助けようとしてくれる人がたくさんいることから分かります。毎日、学校では、生徒や先生が「おはようございます」を言う時間があります。わたしが歩いて仕事に行く時、PTAのボランティアのかたから「こんにちは」とか「おはようございます」と言ってきます。わたしは、このことに慣れるのに少し時間がかかりました。アメリカの人々はこのようなことはしません。深谷に住んでみて、深谷がとてもきれいな街だということも分かりました。市民のかたは葉っぱを掃除したり、ゴミを片付けたりする時間をとり、またタバコのポイ捨てをしません。これは、市民のかたが街、隣人とともに友人のことを誇りに思っているからだだと思います。わたしは、この点や友を思う気持ちをアメリカに持ち帰りたいと思っています。

★ワンポイント・メモ 今回の担当は、姉妹都市アメリカ・カリフォルニア州・フリーモント出身で、上柴中学校に勤務しているメラニー・ヒメネス先生です。深谷に3か月住んで感じたことなどを述べています。

574-6640)へ
太平洋セメント(株)熊谷工場の一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書等の縦覧について
 このことについて、以下の通り申請書の縦覧を行います。また、利害関係を有するかたは、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。
縦覧期間 1月11日(水)～2月10日(金)午前9時から午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 埼玉県廃棄物指導課・資源循環推進課・北部環境管理事務所、深谷市環境課の各窓口
問い合わせ 埼玉県資源循環推進課(048-830-3110) または深谷市環境課(0574-8572)へ
奨学資金給与制度
 市では、学業成績が良好で経済的な理由により高等学校または高等専門学校などの修学が

困難な市民のかたを対象に、奨学資金を給与しています。
奨学生の条件 ①性行善良で、学業成績が良好なかた ②経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のかた ③学校長が推薦するかた(①②③のすべての条件を満たすかた)
金額 月額9,300円
申請方法 現在在学する学校長または、出身校の学校長を通して申請してください
申請期限 3月31日(金)まで(申

請書は2月1日から市内中学校、教育総務課、教育委員会各事務所で配布します)
奨学生の決定 5月中旬に35人以上を決定
問い合わせ 教育委員会教育総務課(0574-5811)へ

その他
 この冬を「市立山の家」で過ごしてみませんか
 新潟県南魚沼市にある山の家は、大自然に囲まれ、周辺には「スキー&スノーボード」や「雪あそび」ができるスキー場が、たくさんあります。宿泊は、天然温泉かけ流しの湯心、「川」

に、社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに送付されます。
 源泉徴収票に記載されている平成17年中の支払金額(2月定時支払いから1月随時支払い分)は、介護保険料を天引きする前の金額となり、実際の支払額とは異なりますのでご注意ください(記載されている介護保険料は社会保険料として源泉徴収額の計算対象から控除されています)。
 この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。
 もし、源泉徴収票が1月末までに届かない場合や紛失されたときは、住所地在を管轄する社会保険事務所で再発行できますのでご相談ください。
 なお、公的年金以外に収入のあるかた、また、源泉徴収で受けられなかった控除(生命保険

料や医療費など)があるかたは、確定申告が必要です。
 ※遺族年金・障害年金を受けているかたには税金がかかりませんので、源泉徴収票は送られません
問い合わせ 熊谷社会保険事務所(0522-5211)へ
おむつ代の医療費控除について
 平成17年中に介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されているかたが、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。ただし、次の要件を満たすことが必要です。
 ◎平成17年中に要介護認定を受けていること
 ◎要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあること、および尿失禁の発現可能性が確認できること
 ◎おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること(初めてのかたは、医

師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です)
問い合わせ 大里広域市町村圏組合介護保険課(0501-1330) または深谷介護保険事務所(長寿福祉課内)0574-8544)へ
既存宅地確認制度の廃止に伴う経過措置が終了します
 平成12年の都市計画法の改正により、既存宅地確認制度は廃止されましたが、既に既存宅地確認を受けた土地(※1)において行う自己用の建築物の新築などに限り、従来どおり開発許可不要(※2)とする経過措置が設けられています。
 この経過措置は平成18年5月17日まで(平成13年5月18日以後に既存宅地確認を受けた土地においては、その確認を受けた日から起算して5年を経過する日まで※3)となっていますので、経過措置により自己用の建築物の新築などを予定しているかたは、開発指導課までお早めにご相談ください。
 ※1 新たに既存宅地確認申請を行うことはできません

※2 建築行為を行う際は、都市計画法に基づく手続きが必要
 ※3 経過措置の終了期限までに建築物の新築などに着手している必要があります
問い合わせ 開発指導課(0574-6655)へ
市町合併に伴う外国人登録事務申請窓口について
 平成18年1月4日から、外国人登録事務の窓口が次のように変わりました。

申請場所	取扱事務
本庁舎 市民課	外国人登録事務に関するすべての手続き
各総合支所 市民環境課	「原票」および「登録原票記載事項証明書」の発行のみ

に、社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに送付されます。
 源泉徴収票に記載されている平成17年中の支払金額(2月定時支払いから1月随時支払い分)は、介護保険料を天引きする前の金額となり、実際の支払額とは異なりますのでご注意ください(記載されている介護保険料は社会保険料として源泉徴収額の計算対象から控除されています)。
 この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。
 もし、源泉徴収票が1月末までに届かない場合や紛失されたときは、住所地在を管轄する社会保険事務所で再発行できますのでご相談ください。
 なお、公的年金以外に収入のあるかた、また、源泉徴収で受けられなかった控除(生命保険

料や医療費など)があるかたは、確定申告が必要です。
 ※遺族年金・障害年金を受けているかたには税金がかかりませんので、源泉徴収票は送られません
問い合わせ 熊谷社会保険事務所(0522-5211)へ
おむつ代の医療費控除について
 平成17年中に介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されているかたが、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。ただし、次の要件を満たすことが必要です。
 ◎平成17年中に要介護認定を受けていること
 ◎要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあること、および尿失禁の発現可能性が確認できること
 ◎おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること(初めてのかたは、医

師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です)
問い合わせ 大里広域市町村圏組合介護保険課(0501-1330) または深谷介護保険事務所(長寿福祉課内)0574-8544)へ
既存宅地確認制度の廃止に伴う経過措置が終了します
 平成12年の都市計画法の改正により、既存宅地確認制度は廃止されましたが、既に既存宅地確認を受けた土地(※1)において行う自己用の建築物の新築などに限り、従来どおり開発許可不要(※2)とする経過措置が設けられています。
 この経過措置は平成18年5月17日まで(平成13年5月18日以後に既存宅地確認を受けた土地においては、その確認を受けた日から起算して5年を経過する日まで※3)となっていますので、経過措置により自己用の建築物の新築などを予定しているかたは、開発指導課までお早めにご相談ください。
 ※1 新たに既存宅地確認申請を行うことはできません

※2 建築行為を行う際は、都市計画法に基づく手続きが必要
 ※3 経過措置の終了期限までに建築物の新築などに着手している必要があります
問い合わせ 開発指導課(0574-6655)へ
市町合併に伴う外国人登録事務申請窓口について
 平成18年1月4日から、外国人登録事務の窓口が次のように変わりました。

申請場所	取扱事務
本庁舎 市民課	外国人登録事務に関するすべての手続き
各総合支所 市民環境課	「原票」および「登録原票記載事項証明書」の発行のみ